

平成17年6月定例会会議録

1 日時

平成17年6月16日(木) 開会 午後2時00分
閉会 午後3時30分

2 場所

教育委員室

3 出席委員

委員長 數野 美つ子
委員長職務代理者 砂田 清子
委員 高木 恒雄
委員 村瀬 光一
教育長 石毛 成昌

4 出席職員

教育次長 高崎 哲郎
管理部長 松本 泰彦
学校教育部長 松本 文化
生涯学習部長 安達 美代子
管理部参事兼総務課長 渡部 安夫
管理部参事兼財務課長 近藤 恒
生涯学習部参事兼文化課長 市原 悟
生涯学習部参事兼生涯スポーツ課長 野内 修
施設課長 木村 和弘
学務課長 小湊 裕一
指導課長 石井 和明
保健体育課長 中村 新吉
社会教育課長 須藤 元夫
青少年課長 大野 栄一
中央図書館長 三沢 博志
郷土資料館長 磯野 照男
青少年センター所長 園田 哲雄

5 議案等

陳情第1号 学校教育への「からだほぐし」「癒し」的視点取り入れの調査・検討に関する陳情について

議案第34号 平成18年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について

議案第35号 船橋市学区審議会委員の委嘱について

議案第36号 船橋市社会教育委員の委嘱について

議案第37号 船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について

議案第38号 船橋市図書館協議会委員の委嘱について

議案第39号 船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について

議案第40号 平成17年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の推薦について

報告事項 1 学校職員の指導措置について

2 交通安全指導について

3 郷土資料館企画展「絵はがき展－写真に残された明治～大正～昭和－」について

4 「ルーブル美術館所蔵古代エジプト展」関連文化講演会の開催について

5 中学校総合体育大会の開催について

6 議事の内容

委員長

定刻になりましたので、これから教育委員会会議6月定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認についてお諮りします。

5月17日に開催しました教育委員会会議5月定例会の会議録をコピーしてお手元にお配りしてございますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めますので、当該会議録について承認いたします。

今回の教育委員会会議6月定例会の開催に当たりまして、会議を傍聴したい旨、3名より申し出がありました。

傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

委員長

傍聴人にお願いがございます。

お渡しいたしました傍聴券の裏面に記載されております、1、みだりに傍聴席を離れないこと、2、私語、談話、拍手等をしないこと、3、議事に批評を加え、または賛否を表明しないこと、4、飲食、喫煙等をしないこと、5、前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、または会議の妨害になるような行為をしないこと、6、傍聴される方はすべて係員の指示に従ってください。

以上の傍聴人の遵守事項についてよく守っていただき、傍聴されるようお願いいたします。

それでは議事に入ります。議案第35号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」、議案第36号「船橋市社会教育委員の委嘱について」、議案第37号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」、議案第38号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」、議案第39号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」、議案第40号「平成17年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の推薦について」及び報告事項1「学校職員の指導措置について」は、人事に関する案件及び教科書採択に関する案件ですので、船橋市教育委員会会議規則第14条第1項の規定により非公開としたいと思います。

また、本日の議事日程につきまして、当該議案等を同会議規則第9条の規定により、議事日程の順序を変更することとし、報告事項5の後に繰り下げたいと思います。ご異議ございませんか。

全 委 員

異議なし。

委 員 長

異議なしと認めます。当該議案等を非公開とし、報告事項5の後に審議いたします。

それでは議事に入ります。

はじめに、陳情第1号「学校教育への『からだほぐし』『癒し』的視点取り入れの調査・検討に関する陳情について」でございますが、当該陳情につきましては5月26日付、文書により提出があったものです。

つきましては、船橋市教育委員会会議規則第30条の規定により、請願の例により処理するものとし、審議するものいたします。

それでは、はじめにこの件につきまして審議参考のため、保健体育課、指導課及び学務課、説明願います。

保健体育課長

はじめに、船橋の体育の現状を説明させていただきます。戦後の体育は、運動そのものを人間形成の手段として体を鍛えたり、命令に従順させる集団行動を身につけさせたり、また単に競技技術を身につけさせることに主眼が置かれてまいりましたが、船橋市は、昭

和57年の研究校の実践を境に、運動そのものの持つ楽しさや妙技に触れさせる体育学習に移行しております。

本陳情の「からだほぐし」の運動については、運動そのものの持つ楽しさや心地よさを味わうとともに、精神的なストレスなどの解消に役立てることができるようにするなど、心と体の問題に対処するために平成12年度から学習指導要領の中に、からだづくり運動の領域として新たに位置づけられております。

市内の小学校5、6年生や中学生におきましても、学校や児童・生徒の実態に応じて「からだほぐし」の運動に取り組んでおります。

こういったことを受けまして、市内の小・中学校では「からだほぐし」の運動は保健体育科の領域として、単元としてまとめて扱ったり、まとめの時間に位置づけて取り組んでおります。

現に、習志野台第二小学校の「健康教育」の研究、これは平成15年度から平成17年度の研究指定でございますが、その中でも「からだほぐし」というものを毎時間、導入の段階で位置づけて取り組んでおります。

また、そのほかに運動部活動におきましては、クーリングダウンにおいて競技者がお互いにスポーツマッサージを行ったり、疲労回復やけがの予防に努めている姿が見受けられます。

「からだほぐし」にどのような内容を取り入れるかにつきましては、教育課程を編成する校長や指導に当たる教員の判断にあります。教育委員会として取り入れるよう指示するものではないと考えます。

保健体育課といたしましては、本陳情につきましては「からだほぐし」の1つの方法といたしまして、小学校や中学校の教育研究協議会の体育部会の研究の中で紹介するなどの方向で対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

委員長

次に指導課、説明願います。

指導課長

陳情者の趣旨の「『からだほぐし』『癒し』的視点を総合的な学習・理科、その他の教科でも取り入れる」という部分について、指導課からご説明いたします。

小・中学校における指導内容を示す学習指導要領には、陳情者の意図する「『からだほぐし』『癒し』系」と表現された東洋医学的視点に当てはまる内容はございません。理科で体の構造や働きを学習いたしますが、西洋医学・東洋医学どちらにも触れず、部位の名称や働きを学習するにとどまっております。「癒し」と言えるかどうかわかりませんが、音楽では和楽や長い間親しまれてきた唱歌、地方に伝承されている童歌や民謡など、日本の歌を

取り上げております。

また、総合的な学習では現在、福祉、環境、国際理解、情報、健康などの観点で展開されておりますが、東洋医学的な視点に当てはまる内容を取り扱っているという報告は各学校から上がってきておりません。

『からだほぐし』『癒し』的視点の取り入れについての検討」との趣旨ですが、指導要領の内容は勝手に変えられないこと、また、教育課程の編成を行うのは各学校であることから、その取り組みについては各学校が判断すべき内容であると考えております。

以上です。

委 員 長

わかりました。

最後に学務課、説明願います。

学務課長

それではご説明いたします。

船橋市立船橋高等学校の現状でございますが、普通教育の教科の中の保健体育、理科及び専門教育の体育の各教科の中で、この陳情にございます内容の分野は、現行の高等学校指導要領に示されておられません。そのため、学校現場におきましても教科内容として取り上げてはおりません。

また、課外活動、総合的な学習、学校設定の教科等においても、具体的に鍼灸ですとか、漢方、マッサージ、気功を総合的に取り上げていくという教育活動は行っておりません。ただし、進路学習の中で該当分野の専門学校等の講師を招いて、職業理解の観点で講演や実習体験を行った実績がございまして、またそういった分野に進学する生徒もわずかですけれども、いるのが現状でございます。

今後の取り組みとしましては、学習指導要領に含まれていない分野でありますことから、今後も高等学校の教育課程の一部で該当分野を取り上げる予定はございません。

しかし、近年注目されている分野でもございますので、進路学習の中で参考として該当分野の情報を提供していくことは今後も継続しようと思っております。

以上でございます。

委 員 長

ただいまの説明について、何かご質問ございますでしょうか。

委 員

人間の体というのは西洋医学や科学だけで割り切れるものではなくて、心と一体でとても複雑で不思議なものであるなど感じておりますので、この陳情者の言わんとするところ

はよくわかりますし、共感するところも多々あるわけです。この陳情の中で『からだほぐし』系の視点が弱いのではないか」という内容から見れば、船橋の教育においては、先ほどの保健体育課の説明からも、この視点は学校教育のなかでは、かなり取り入れられているのではないかと思います。

特に、習志野台第二小学校の「健康教育」の研究におきましては、このような視点も入った議論、研究がなされていると思いますし、実際の学校現場でも先生方によってそのような授業が既に行われているなど思っております。

質問ですが、この陳情にはないのですが、むしろ今、小・中学生の体力の低下ということが社会的に大きな問題となっていますが、そのことに対して船橋市の学校ではどのような対応をしているのですか。

保健体育課長

今ご指摘ありました子どもたちの体力の低下につきましては、大変重要な問題だととらえております。そこで、保健体育課といたしましては、この6月中に体力向上推進委員会（仮称）を立ち上げまして、子どもたちの体力低下をいかにくいとめるかということで、各団体、校長会や教頭会等の代表に出させていただいて、話し合いを重ねて参りたいと思っております。

また、各学校におきましては体力向上推進委員会を設置してございますので、その中で子どもたちの体力の現状をとらえて、学校でどのように体力向上を進めていくかという話し合いをしているととらえております。

以上でございます。

委員

そういうものが立ち上がるのであれば、その場所で、きっとこの陳情の視点も議論の中に必ずや登場してくると思うのですね。そのような場合に、陳情の考え方を十分にテーブルに上げていくこともなされるのではないかと思いますので、その意味でこの陳情はなかなかよい考え方をお示しくださったなと私はとらえていきたいと思っております。

委員長

ほかに質問ございませんでしょうか。

教育長

今、教育改革進行中ということで、船橋の教育についてもそういう流れを踏まえまして、教育施策「ふなばしの教育」の中で示された施策を推進すべく、各課いろいろなプロジェクトを設置して、研究実践を進めているところです。例えば今年度から実施した二期制についてもまだ継続して研究する余地はあろうかと思います。それから、小学校の教科担任

制を踏まえた小・中学校の連携についても今研究しているところとか、あるいは学校評議員制度についても今学校現場へ投げかけて研究している最中です。

また、ここ十数年来、体力が低下しているということで、保健体育課の方で説明がありましたように体力向上推進委員会を立ち上げて何とか歯どめをかけようというところですが、この陳情は非常に大事な視点なのですけれども、それは、大学の研究機関とか、あるいは他の機関でスポーツ医学なるものも相当研究されておりますので、当面はそちらの方ということで、教育委員会内部でこの研究を進めるというのはちょっと今のところ無理かなという感じがしております。

以上です。

委員長

ありがとうございました。

ほかにご意見ございますでしょうか。

委員

この陳情を読んで、この陳情とする理由がよくわからない部分もあるし、必ずしも賛成するものではないのですけれども、児童・生徒の体力向上に関して東洋医学とか、あるいは気功を取り入れた調査・研究をしなさいというようなことであれば、それは当然のことだろうと思います。先ほどの体力向上推進委員会の中でもやはりこういうものを取り入れた調査・研究というのは必要になってくるだろうと思いますので、一概にこれを全部否定することはできないのではないかなと思います。

委員

親としての感覚からみますと、「からだほぐし」「癒し」というのは、例えばカイロプラティックですとか、整体ですとか、お灸だとか針だとか、いろいろな分野があるのですよね。そういうことを考えますと、自分の子どもに果たしてどれが合っているのかというのを考えますと、「からだのほぐし」そのものは親が一番よく知っているのではないかな、これは家庭でやることではないのかなという気はいたします。

本当に調査・検討を進めていくという時間があるのであれば、体力増強ですとか、もっと学校でやっていただきたいことがたくさんございますので、気持ちとしては十分よくわかりますけれども、現状で調査・検討を進めていくというのは、ちょっと無理ではないかなと思います。

委員

この陳情書を読んで私は教育委員として、これを陳情で受けて採択、不採択という答えを出さなければならないということに大変悩みました。そういうことなのかなという疑問

と、困ったなというような思いが率直なところです。

答えを出すに際しまして、これが船橋の小学校・中学校の子どもたちを導くという責務を持つ教育委員として採択するか、不採択にするかという1点で、何度も見直してまいりました。その結果、私はこの件に関しては不採択という答えを持ってここの席に臨んでおります。

教育長

今のご意見を踏まえまして、事務局に伺いますが、例えば今の委員のお話ですと、こういうのは採択、不採択ではなくてぜひ要望として承って、そして広く学校現場に紹介して、できるところでやってみたらいかがですかということに、陳情として上がってきたものをそういう形で受け取ることは、できるのかできないのか。

採択、不採択となると、例えば教育委員会会議で採択となりますと、学校現場でこれをやりなさいということになりますね。そうすると余りにも踏み込み過ぎる形ができ上がってしまうのではないかと、懸念されるわけですね。それで、冒頭の話になるのですけれども、そういうことは事務局としてできるのかできないのか、お伺いします。

事務局

ただ今の教育長からのご質問なのですが、これにつきましては間違いなく今回は陳情として取り扱ったものでございますので、この席では採択、不採択を決していただきたいと思っております。

教 育 長

それもそうなのですが、受け取る段階でこれは陳情・請願というよりもご要望になさった方がいいと思いますよとか、そういうやりとりはできないのですか。

事 務 局

今後、研究してまいりたいと思っております。

委 員 長

それではこれより挙手により採決いたします。

なお、挙手しない方は不採択とみなしますので、ご了承願います。

陳情第1号「学校教育への『からだほぐし』『癒し』的視点取り入れの調査・検討に関する陳情について」を採択することに賛成の方、挙手願います。

(挙手少数)

委 員 長

挙手少数により陳情第1号の陳情については不採択とすることに決しました。

続きまして、議案第34号「平成18年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」学務課、説明願います。

学 務 課 長

それでは、議案第34号「平成18年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」ご説明させていただきます。

本件につきましては、船橋市立高等学校管理規則第24条及び船橋市教育委員会組織規則第3条第14号の規定によりまして、教育委員会会議で議決を仰ぐ必要がございます。

資料でございますが、9ページまでございますが、例年と変わらない部分がほとんどでございます。

はじめに、昨年度との大きな変更点を申し上げます。期日等はご了解いただきたいと思いますけれども、要項の2ページをご覧ください。そこの2番、志願者の資格及び志願要件等が4行目でございますが、その下に漢数字で「二、商業科」というところがございます。ちょうど中ほどになります。そこを説明させていただきます。まず、昨年度まではそこがございます3行「人物に優れ、商業に関する興味・関心と積極的な勉学意欲を持ち、卒業後の進路についても意欲的に取り組む意志があり、入学後も引き続き、本校で以下のいずれかの特色を発揮できる者」ということで、最後の「以下のいずれかの特色」を除きまして、この文章が商業科の要件でありました。

ところが今回、そこの下に片仮名のアとイを加えました。これが「ア、学習成績に優れ、資格取得等にも積極的に取り組み、まじめに努力すること。イ、部活動等において、優れた実績または資質を有し、熱心に活動する意志があること。」この2点を加えさせていただいたわけでございます。

この変更理由につきましては、昨年度の定員割れに対しての改善、それから過去3年間で受検者数が減少している現状を今後打開し、将来的にも商業科の生徒募集を安定させていきたいという理由でございます。従来の要件では、いわゆる社会人として就職ということ、社会人を育成するという伝統的な職業教育を想定されとの懸念もございましたが、これを払拭し商業教育を理解した上で優れた商業技術を持つ生徒や、また部活動で活躍できる生徒も積極的に評価して、市立高等学校で充実した高校生活を送ろうとする人材を広く千葉県全域から募集できるメリットを活用していくというものでございます。

この変更によりまして、従前より求める生徒像の幅が広がり、受検生に商業科の特色や市立高校で学ぶ意義が理解しやすくなり、志願数の増加が見込めると考えております。また、人材像を明確にすることで目的意識が高く、商業科の中心となって意欲的に学ぶ人材を確保できると考えたからでございます。

具体的には、進学する生徒も現状で多くおりますので、そういったことも含めて幅広く

対応していきたいというものでございます。

大きな変更点は以上でございますが、次に選抜要項に沿って説明申し上げたいと思います。

まず、1ページの「第1、募集定員、それから第2、出願」、これは先ほど申し上げました管理規則及び教育委員会規則によって定められた内容でございます。例年と同様でございます。

第3、中ほどから下です。特色ある入学者選抜であります。選抜枠は普通科、商業科、体育科ともに募集定員の50パーセントでございます。これは、特色ある入学者選抜が導入されて3年になりますが、学力検査に比べて倍率も高く、さらに学力検査で入学させるのに比べ、中学校時代の評価値の平均が大幅に上回るなど目的意識が高く、優秀な生徒が確保できるという理由から続けております。

続きまして2ページでございます。4行目にありますように、志願者の資格及び志願要件等でございますが、各科の特色を明示するものとして設定いたしました。

普通科は、昨年度に引き続きまして、種々の特色を持つ生徒の入学を見越して、全般的な学習能力や英語能力及び運動能力のみならず、文科系部活動や生徒会活動の活性化を推進する人材の確保を目指しました。

また、多様な特色を持つ生徒像に対応できる要件にしてほしいとの中学校側の要望にこたえるためにも、この複数の要件としております。

昨年度の定員割れの反省等から、要件変更を含めて検討いたしました。普通科においては志願要件の変更ではなく、検査内容の充実による改善を行う予定でございます。

具体的には、従前の口頭による自己表現と運動実技による自己表現の方法に加え、英語等のスピーチによる表現方法も導入していこうということでございます。

商業科、その下は先ほど説明したとおりでございます。

三の体育科は、専門学科としての特色を具体的に示し、学習、進路等にも積極的に取り組む人材を確保をしたいとの意志を示したものでございます。

その一番下の3、検査の内容でございますが、これは普通科、商業科に自己表現を採用いたしました。決められた時間内に受検生があらかじめ申告したテーマにしたがって口頭や実技等で発表させることは、受検生の個性や積極性をあらわすことを要求され、個々の意欲、態度、資質等を把握することができる考えたからでございます。

それから、商業科で自己表現と面接検査を併用しますのは、専門教育であることから、検定取得等への積極的対応の必要性や、入学後に安易に進路変更はできない点等も含め、商業科で学ぶ目的意識を普通の検査で確認するというのもでございます。

続きまして、体育科で適性検査を採用しますのは、体育特性を十分に把握する目的でございます。3ページにございますけれども、検査については、全受検生の走る、跳ぶ、投げるの基礎的運動特性を判断するものでございます。同じくⅡは、個々の得意とする種目の競技力等を把握するためのものです。

なお、人物的な要素は調査書、志願理由書等や受検当日の態度等から判断したいと思います。

3 ページのその下の4から8までは、ごらんとおりでございます。

4 ページに移らせていただきます。海外帰国子女の特別入学者選抜ですが、普通科を対象に志願資格に合致しました受検生が応募した場合のみ実施いたします。

3 の検査内容、これにつきましては、自己表現を行います。特色ある入学選抜と同日に実施することもございまして、普通科の検査内容と同じで、受検生個々の意欲、態度、資質等を十分に把握しようとするものでございます。

以下、4から8、そのページはご覧のとおりでございます。

5 ページでございます。第5、中国等引揚者子女の特別入学者選抜でございますが、全科を対象に志願資格に合致した受検生が応募した場合のみ実施いたします。

検査内容は、面接、作文、受検生個々の意欲、態度、資質、日本語能力等を慎重に把握するため、列挙する検査を行いまして、受検生を十分に理解しようとするものでございます。

以下、期日等、4から8まではご覧のとおりになっております。

6 ページの第6でございます。学力検査等による入学者選抜ですが、1から7ページの5まではご覧のとおりでございます。学校独自の設定となります7ページ、6の学力検査等の内容の(1)はご覧のとおりでございます。なお、(2)第2日目の検査の内容につきましては、「普通科」「商業科」は面接でございます。これは集団面接形式で受検生を比較しながら個々の意欲、態度、資質を把握しようとするものでございます。

体育科は適性検査でありまして、特色ある入学者選抜と同様、個々の体育特性を十分に把握しようとするものです。

8 ページに移ります。いわゆるK1及びK2の値ですが、5教科とも各1となっております。これは、中学校の学習結果と学力テスト等の結果を偏りなく全般的に評価し、総合的に選抜判定を行うものであります。一般的にこの数字になっていることが多いと思います。昨年と同様です。

9 ページの三でございますが、これは体育科に過年度生徒が発生した場合、2日目の検査終了後面接を行って、生徒の状況を十分に把握しようとするものであります。

9 ページの9、第二次募集等ですが、入学許可候補者が募集定員に満たない場合に実施されます。

以上、選抜要項について雑駁ではございますが、ご説明させていただきました。先ほど申し上げました商業科の部分を除きましては、ほぼ昨年度と同様ということでございます。

どうぞご審議のほどをよろしくお願いいたします。

委 員 長

何かご質問ございますでしょうか。

委員

特色ある入学者選抜の1ページですけれども、3科ともに「募集定員の50パーセントとする」というのは、これは県で決まっている数字なのですか。

学務課長

これは15年度から50パーセント枠ということで、県に合わせて実施してございます。

委員

昨年度の、特色ある入学者選抜と学力検査等による入学者選抜の応募者数と倍率を教えてください。

学務課長

特色ある入学者選抜の推移ということで申し上げます。昨年度ですが、普通科から申し上げます。倍率で数字を述べさせていただきます。特色化選抜、平成16年度が2.42倍でございます。平成17年度が1.53倍でございます。学力検査が、16年度が1.37倍でございます。同じく17年度0.98倍でございます。

商業科に移ります。16年度2.15倍、17年度1.85倍。学力検査、16年度1.33倍、17年度0.97倍でございます。

体育科でございますが、16年度特色化選抜が1.35倍、17年度、同じく1.35倍。

学力検査ですが、16年度1.18倍、17年度1.05倍でございます。

委員

学力選抜と特色化選抜との差がありますが、どういう傾向で特色化選抜の方がいつも多くて、学力選抜では受検生が少なくなるということになるのでしょうか。

学務課長

特色ある入学者選抜は、先ほど申し上げましたように平成15年度の入試より導入され、18年度で4回目となります。それ以前は校長推薦でございましたが、現在は自己推薦のため誰もが受検可能となりました。

また、中学校時代の実績や個人の特色を評価してもらえたり、先ほど申し上げました自己表現検査をはじめ、さまざまな検査で子どもたちの状況をつかんでくれるものと市内の中学校及び受検者に周知されてきたということも、受検者数が増えている理由でございます。

委員

特色ある入学者選抜の枠が50パーセント、本当はもう少し増やしていただければもっといい学校づくりができるのかなと思います。学力選抜で受けた方が定員割れするような、危機的状況にありますので、ぜひ市立船橋高等学校の魅力ある学校づくりをしていただきたいと思います。

委員長

ほかに何かご質問ございますでしょうか。

各委員

なし

委員長

議案第34号「平成18年度船橋市立船橋高等学校第1学年入学者選抜要項について」を採決いたします。ご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしと認めます。議案第34号については、原案どおり可決いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項1から5について、総務課、説明願います。

総務課長

それでは、各課からの報告事項につきましては、お手元に資料を用意してございます。

1から3の報告事項は担当課から報告させていただきますが、先ほど1につきましては非公開とされましたので、2及び3とさせていただきます。なお、4及び5の報告事項につきましては、資料のとおりでございますので報告は省略させていただきます、何かご質問がございましたら後ほどお受けしたいと思います。

以上です。

委員長

それでは、報告事項2について、保健体育課、説明願います。

保健体育課長

平成17年5月23日月曜日、午前7時55分ごろでございます。三山小学校1年生の児童が、登校途中、学校近くの丁字路でトラックにはねられ、亡くなるという事故が発生しました。

事故現場の道路につきましては、通勤時間帯が津田沼方面への抜け道となっており、交通量が非常に多く、以前より安全のための標識やスピードセーブ方法などを施したり、また、ガードレールを設置したりするなどの安全対策を講じるなど、日頃より交通事故の防止に努めていたわけですが、死亡事故が発生したことから、6月13日月曜日に船橋東警察署交通課による緊急現場調査が行われました。保健体育課職員も参加させていただき、その中で横断歩道を設置すること、カーブミラーを新設すること、見通しよくするための樹木の伐採等が決定され、一層の安全対策を講ずることになっております。

なお、児童・生徒の交通安全につきましては、平成17年3月24日付で通知しておりましたが、改めまして5月24日、交通安全指導の徹底強化を図る保護者への啓発について通知をしたところでございます。

以上でございます。

委員長

ただいま報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

委員

報告を聞いただけで、本当に痛ましい事件で、ご両親の気持ちを思えば本当に切ない事故が起きたわけです。今、通学路の安全のために、通達を出し対応をしているという説明でしたけれども、私は、船橋の道路事情ということについて、例えば船取線から高根小学校や緑台団地に通ずる道路ですけれども、学校の前を通るこの道路に鋼鉄を何十トンと積んだ運搬車が抜け道として頻繁に入るのですね。子どもが毎日通学するこの道路への船取線からの右折禁止がなぜできないのかというような意見が父母の人たちからも聞かれて、この報告がなくても私は今日この席でこの話をさせていただきたいと思っておりました。そういうことはそこだけの問題ではなくて、きめ細かく現場を見れば事故がいつ起きてもおかしくないような状況が把握できて、それは何らかの工夫をすれば事故の可能性を低くすることができるのではないかと思うのです。

今回の事件は、運転手の過失ということであって、その他の状況がどのように影響していたのかということとはわかりませんが、少なくとももう少し現場をしっかりと、子どもたちの安全を守るために現場がどうなっているかということ、もっと積極的に情報収集をして、できる限りの対処をしていただきたい。責務だと思います。

例えば、学校の校長先生たちが子どもたちの通学路の安全についても、きめ細かく教育委員会に上げるようなシステムを構築して、もちろん不審者等の問題もありますが、それも含めて子どもたちの通学路の環境をもっときめ細かく情報を共有して、そしてどうい

現実的な対処ができるかというようなことをぜひ実践していただきたい。私たちも同じ責務を負っているわけですが、子どもがこんな事故に遭って命を落とすようなことは船橋では1件も起こさないというような気持ちでやっていただきたいと思います。

教 育 次 長

今、委員からもう少し行政も学校も注意してというご意見をいただいて、私たちも実はそのことについては、今話し合いを深めているところです。先日、自治会連合協議会の会長と副会長とお話しする機会がございまして、やはりこういう問題は学校だけでは無理なので、地域と連携をとって取り組んでいかなければならないのではないだろうかということなど、こちらの考えを率直にお話しさせていただきました。

そうしたら、地区によってもう既にそういうことを始めている地区もあるとのことでしたが、例えば自治会と教育委員会等において危険箇所をとにかく挙げてもらって、その危険箇所の部分においては特に地域と一緒にというような話し合いが今、進行しつつあるということをご報告しておきたいと思います。

委 員

いつも朝、横断旗を持ってやっていただいているのはPTAの方ですか。

委 員

船橋でもPTA関係で立っているところの学区もありますし、地域の人が立っているところもあります。

委 員

非常に船橋というのは交通事情が悪いところです。狭い道に車がどんどん入ってくる場所ですので、やはり地域との連携が必要だろうと思いますね。早急に対策を立てていただきたいと思います。

委 員 長

続きまして報告事項3について、郷土資料館、報告願います。

郷土資料館長

それでは、お手元に資料をお配りしてございますが、この「絵はがき展」は、本年3月23日から7月10日まで郷土資料館2階の展示室で開催しております。

郷土資料館は、33年前の昭和47年に開館いたしました。2年後の昭和49年、船橋の風景写真が印刷された絵はがきの寄贈を市民から受け、これが最初の収集でありました。身近な地域が題材になっていることがわかり、歴史資料の一つとして役立つのではないか

と考え、これ以後収集を続けることといたしました。

収集は、船橋市関係を中心に近隣や千葉県内に関する絵はがきを少しずつ購入し、また市民から、またさらに市外の方からも寄贈がありました。

今回開催した理由でございますが、地域の歴史を考える上で必要な数がまとまったこと、来館者から絵はがきの所蔵についての問い合わせがあったことから今回開催することといたしました。

展示した絵はがきの中には、地域の歴史や鉄道関係の歴史の出版物などに1枚ものとして掲載された写真と同一のものが含まれておりますが、同一シリーズごと、あるいは地域や取材ごとにまとめて展示いたしました。

展示の総数でございますが、絵はがきは船橋市地域に関係するものを中心に、147枚展示してございます。

以上でございます。

委員長

ただいまの報告に何かご意見、ご質問等、ございますでしょうか。

委員

今、展示中なのでございますよね。来場者数はどうでしょうか、また見に来てくださる方というのはどんな様子でしょうか。

郷土資料館長

見に来ていただいて大変好評なのですけれども、余り数は多くございません。

委員

そうですか。お知らせがもう少しできるといいと思いますけれども。

郷土資料館長

例えば、記者クラブにこの開催のご案内とか、あるいは地域ミニコミ誌とかに配信してございます。

委員

そうですか。わかりました。

委員長

ほかに質問ございませんか。

各 委 員

なし

委 員 長

それでは、4及び5の報告事項について何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

各 委 員

なし

委 員 長

続きまして、先ほど非公開と決しました議案第35号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」、議案第36号「船橋市社会教育委員の委嘱について」、議案第37号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」、議案第38号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」、議案第39号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」、議案第40号「平成17年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の推薦について」及び報告事項1「学校職員の指導措置について」の審議等に入りますので、傍聴人は退席願います。

(傍聴人退場)

議案第35号「船橋市学区審議会委員の委嘱について」、学務課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第36号「船橋市社会教育委員の委嘱について」、社会教育課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第37号「船橋市公民館運営審議会委員の委嘱について」、社会教育課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第38号「船橋市図書館協議会委員の委嘱について」、中央図書館長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第39号「船橋市青少年センター運営協議会委員の委嘱について」、青少年センター所長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委 員 長

続きまして、議案第40号「平成17年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の推薦について」審議しますので、関係職員以外は退席願います。

(関係職員以外退席)

議案第40号「平成17年度教科用図書葛南東部採択地区協議会委員の推薦について」、指導課長から説明後審議に入り、全員異議なく原案どおり可決された。

委 員 長

続きまして、報告事項1について報告願いますので指導課長は退席し、学務課長を入室させてください。

(関係職員入退席)

報告事項(1)「学校職員の指導措置について」、学務課長から報告された。

委 員 長

それでは、職員、傍聴人を入場させてください。

(職員、傍聴人入場)

委 員 長

本日本日予定しておりました議案等の審議は終了いたしました。ほかに何かございますでしょうか。

委 員

先日、5月31日に全国市町村教育委員会連合会というのがありますが、その総会に行っていました。

総会が無事終わりました。午後からは文部科学省初等中等教育局審議官が講演をなさいました。国庫負担金の問題も出たのですが、それは中教審の最終的決断を待っている状況だというような報告もありました。

ともかく教育界は大きく変わっているし、実際に変わらなくてはいけないのだというような話の中で、もっと教育にかかわる人たちは誇りを持って改革に取り組みながら、意識を改革しながら、しっかりと仕事をしようというような内容のお話を聞いてまいりました。以上、報告です。

委 員 長

ありがとうございました。

ほかにございませぬようでしたら、これで教育委員会会議6月定例会を閉会いたします。